

医師臨床研修に関するQ&A(R2年見直し関係(地域医療重点プログラム))

項目	分類	質問	回答
1	地域枠等限定選考の対象者について	当該都道府県において臨床研修中に従事要件が課されている者とは、都道府県が設置している地域枠のみか。 大学や市町村が設置した都道府県が関与していない地域枠医師も対象となるのか。	「都道府県が奨学金を貸与し、かつ臨床研修期間中に医師少数区域等での従事要件が課されており、地域医療対策協議会が地域医療重点プログラムで選考を行う必要性を認めた者」に加え、医師需給分科会における議論を踏まえ、「①別枠方式の入学試験により入学していること、②卒業直後より当該都道府県内で9年間以上従事することが従事要件として課されていること、③従事要件について入学時に都道府県と本人・保護者もしくは法定代理人が書面同意していること、④卒業後に都道府県のキャリア形成プログラムに参加することを書面同意していること、⑤地域医療対策協議会が地域医療重点プログラムで選考を行う必要性を認めた者であること、の①～⑤全てを満たす者」が対象となる。なお、④については、本プログラムの応募の際に新たに取得する場合も可能である。また、医師少数区域等の「等」については、医師少数区域以外で都道府県が指定する病院が考えられ、これらのものについても地域医療対策協議に諮り、適否を判断すること。
2	医師少数区域について	地域医療を行う医師少数区域には、医師確保計画策定ガイドラインで定められている「医師少数スポット」は含まれるか。	含まれる。
3		医師少数区域における地域医療研修を12週以上行うこととされているが、他県の医師少数区域でもよいのか。また、12週連続で研修を実施しなくてもよいのか。なお、複数の医療機関で実施することも可能か。	当該プログラムにおける地域医療研修は、当該都道府県内において研修をすることが望ましいが、他県の医師少数区域で研修することでもよい。また12週連続で実施する必要は無く、複数の医療機関で実施することも可能である。
4		県内に医師少数区域がないため、どの圏域が医師少数区域に該当するのか問い合わせがあると思われるが、最新版の医師偏在指標のデータはどこを参照すればよいか。 (内示のあった指標に対する各都道府県からの修正依頼(患者流出調整の不備)を反映したもの)	令和2年8月28日付けの医政局地域医療計画課からの事務連絡を参照願いたい。
5	設置要件について	設置要件について、以下の要件があるが、具体的な必要書類及び判断基準はあるか。 ・研修体制が充実していると認められること。 ・臨床研修終了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること。 ・地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること。 なお、3点目について、通常、地域医療については指導医資格をもった医師の配置は求められていないかと思うが、地域医療重点プログラムについては、指導医の配置が必要ということか。	具体的な要件の例としては、 ・研修体制の充実については、プログラムを実施する上で、十分な指導体制等を有している基幹型臨床研修病院であること。 ・臨床研修終了後も総合的な診療の研修が受けられる体制については、キャリア形成プログラムにおける臨床研修終了後の対象医療機関等であること等、都道府県の地域医療対策協議会と連携をとっていること。 ・地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できることについては、特設診療科は問わないが、指導医講習会を受講した地域医療研修を行うための指導する医師を配置しており、研修医が地域医療研修を行っている間は、指導出来る体制をとっていること。 等が考えられ、その旨を様式7-1及び様式10記載し、必要であれば任意資料を添え、各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で、認定すること。
6	募集定員について	地域医療重点プログラムに係る募集定員は、都道府県の募集定員の上限の枠外となるか。	都道府県の募集定員の上限の枠内である。
7		地域医療重点プログラムについて、地域枠等限定選考を予定する募集定員は「当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方」とされているが、例えば、病院の募集定員が4名のように、2割だと1以下になる場合、小数点以下となる場合はどのように設定したらよいか。 (切り上げ、切り捨て、四捨五入等)	募集定員の小数点以下は、切り上げとして設定する。
8		地域密着型臨床研修病院については、地域枠等限定選考があることにより、当初(前年4月末)届出していたプログラムのマッチング募集定員が変動する。 (例 当初届出:研修プログラム10名募集(うち地域枠限定選考2名予定) 結果 :研修プログラム9名募集(うち地域枠限定選考1名)← 1名減) マッチングの定員確認時に支障がでると思われるが、地域枠限定選考結果を、医療機関から都道府県へ報告(届出)させるか。	地域密着型臨床研修病院は、選考後速やかに、都道府県に選考結果を報告し、都道府県は国へ選考結果を報告することとする。当該情報を基に、通常のマッチングにおける募集定員を調整する予定である。
9		地域枠等限定選考で採用数が定員数に達しなかった場合には、余剰の定員を通常のプログラムの定員に加算してよいか。	余剰の定員を当該基幹型臨床研修病院の通常のマッチングにおける定員に加算することは可能。

項目	分類	質問	回答
10	その他	地域密着型臨床研修病院に認定された場合、設けることができるプログラムは「地域医療重点プログラム」のみ、ということでしょうか。	地域医療重点プログラム以外のプログラムの設置も可能。
11		地域密着型臨床研修病院の認定の申請は、既に基幹型臨床研修病院の指定を受けていなければ、できないのか。また、地域密着型病院の認定が取消となった場合には、基幹型臨床研修病院としての指定は継続されるのか。	地域密着型臨床研修病院の認定の申請は、既に基幹型臨床研修病院の指定を受けている必要がある。また地域密着型臨床研修病院の認定が取消となった場合でも、基幹型臨床研修病院の基準を満たしているのであれば、基幹型臨床研修病院の指定は、継続される。